

第6期報告書

自 2022年4月1日

至 2023年3月31日

高松空港株式会社

事業報告

2022年4月1日から

2023年3月31日まで

1. 会社の現況

(1) 事業の経過及び成果

当期のわが国経済は、ロシア・ウクライナ情勢の影響、世界的な景気減速の懸念、エネルギー価格の高騰による物価上昇等、外部環境の不透明な中、個人消費や設備投資が持ち直し、景気は緩やかな回復傾向にあります。

当社が置かれる空港運営事業を取り巻く環境は、コロナ禍で依然厳しい状況下にはあるものの、入国規制や新型コロナウイルス感染症対策等の段階的な緩和により、高松空港の国内線運航便数はほぼ2019年度水準まで回復し、また運休していた国際線も2022年11月以降に順次再開となり、回復の兆しを見せております。

このような情勢の下、高松空港の航空旅客数につきましては、国内線は133万人（前期比 67万人増）、国際線は3万人（前期比 3万人増）、合計で137万人（前期比 71万人増）となり、当会計年度の売上高は 1,418百万円（前期比 557百万円増 64.7%増）、営業損失は 742百万円（前期比 321百万円減）、当期純損失は 684百万円（前期比 333百万円減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当期の投資は総額527百万円で、主なものは、航空灯火監視制御装置受配電設備等であります。

(3) 財産及び損益の状況

区 分	第3期 (2020年3月期)	第4期 (2021年3月期)	第5期 (2022年3月期)	第6期 (2023年3月期)
売 上 高(百万円)	1,476	723	860	1,418
経 常 利 益(百万円)	△609	△1,273	△1,013	△680
当 期 純 利 益(百万円)	353	△1,277	△1,018	△684
1株当たり当期純利益 (円)	42,727	△154,350	△123,031	△82,710
総 資 産(百万円)	9,287	8,685	8,459	8,348
純 資 産(百万円)	7,644	6,366	5,348	4,663
1株当たり純資産 (円)	923,569	769,218	646,187	563,477

(注)2019年10月1日付で、当社を存続会社、子会社であった高松空港ビル株式会社を消滅会社とする吸収合併を行っております。上記売上高等については合併前（第3期上期分）の高松空港ビル株式会社の数値は含まれません。

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

会社名	資本金	当社に対する議決権比率	主な事業内容
三菱地所株式会社	142,414百万円	73.08%	不動産の開発、賃貸、管理

(注) 当社は、親会社の使用人を当社の役員及び使用人として受け入れております。

② 子会社の状況

該当ありません。

(5) 対処すべき課題

当社は、将来イメージである「アジア・世界とつながる、四国瀬戸内No.1の国際空港 ～複数のLCCの拠点化を進め、旅客数307万人を達成～」の実現に向け、2018年4月の民営化開始以降、順調な旅客需要の伸長とともに、旅客数増加に向けた受入環境の整備や利用者の利便性向上等に取り組んでおりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響による国内外の移動需要の急速な減退等に起因し、マスタープランの前提と大幅に異なる事業環境変化の最中にあります。

こうした中、当社では中期計画（2023～2027年度）を策定し、まずはコロナ渦前に比べ筋肉質な収益構造をつくり、さらなる飛躍を目指すための成長基盤を確立すべく、以下の取組を進めることとしております。

① 航空需要の回復・拡大

with・after コロナにおける新しい航空・観光需要の掘り起こしを行いながら、早期の需要回復に努めます。

② 更新投資・維持管理コストの効率化・削減・抑制

安全、安心かつ効率的な空港運営を継続推進することを大前提として、引き続きコスト削減・投資抑制等に努めます。

③ 活性化投資の遂行

需要回復に備え、成長基盤確立に向けた必要最小限且つ集中的なりニューアル投資計画の遂行に取り組みます。

④ 工夫を凝らした収益部門での増収策・利便性向上策の実施

小規模なりニューアルを実施し、工夫を凝らした店舗・テナント運営により、魅力的なターミナル・商業空間の創出を図ってまいります。

⑤ 国・地元自治体・その他ステークホルダーとの連携強化

中期計画（2023～2027年度）を着実に実現していくため、各ステークホルダーとの一層の連携強化を図ってまいります。

⑥ 社会変化に応じた柔軟で誠実な対応

空港全体でのカーボンニュートラルに向けた取組の推進を始め、社会変化の波を的確に捉えてまいります。

(6) 主な事業内容

当社は高松空港の運営等（運営及び維持管理並びにこれらに関する企画を行い、同空港の利用者などに対するサービスの提供を含む。）及びこれに関連する事業を行っています。

(7) 主要な事業所

本 社 香川県高松市香南町岡1312番地7

(8) 使用人の状況（2023年3月31日現在）

使用人数(前期末比増減)	平均年齢	平均勤続年数
54名(2名増)	43.9歳	8.5年

(注) 契約社員、パート社員及び派遣社員を含んでおりません。

(9) 主な借入先の状況（2023年3月31日現在）

借入先	借入残高
日本政策投資銀行	1,200百万円
国	583百万円
百十四銀行	350百万円
農林中央金庫	300百万円
伊予銀行	300百万円

(注)借入残高の多い借入先を抜粋しております。

2. 株式の状況（2023年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 10,000株
- (2) 発行済株式の総数 8,277株
- (3) 株主数 6名
- (4) 株主

株主名	持株数	持株比率
三菱地所株式会社	6,049株	73.08%
大成建設株式会社	1,000株	12.08%
香川県	578株	6.98%
パシフィックコンサルタンツ株式会社	400株	4.83%
高松市	249株	3.01%
シンボルタワー開発株式会社	1株	0.01%

3. 会社役員 の 状 況 (2023年3月31日現在)

(1) 取締役及び監査役の状況

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼業の状況
代表取締役社長	小幡 義樹	
専 務 取 締 役	権藤 茂樹	空港営業部、リニューアル推進室担当
常 務 取 締 役	高田 達也	企画管理部担当
常 務 取 締 役	岡本 英明	空港運営事業部担当
取 締 役	藤岡 雄二	三菱地所株式会社 代表執行役 執行役専務 空港事業部担当
取 締 役	嶋野 崇文	パシフィックコンサルタンツ株式会社 プロジェクトイノベーション事業本部エグゼクティブプロジェクトマネージャー
取 締 役	西原 義一	香川県副知事
常 勤 監 査 役	丹 睦宏	
監 査 役	栞原 盾	大成建設株式会社 都市開発本部施設運営事業部長
監 査 役	柿崎 修一	パシフィックコンサルタンツ株式会社 財務経理部経理室 経理室長

- (注) 1. 2023年3月31日をもって専務取締役権藤茂樹氏及び取締役西原義一氏は辞任により退任致しました。なお、2023年3月27日に決議があったものとみなされた臨時株主総会及び2023年3月31日に決議があったものとみなされた臨時取締役会において新たに、専務取締役として戸島清景氏、社外取締役として大山智氏が選任され、それぞれ2023年4月1日に就任致しました。
2. 2023年3月31日をもって監査役栞原盾氏は辞任により退任致しました。なお、2023年3月27日に決議があったものとみなされた臨時株主総会において、新たに原耕造氏が社外監査役に選任され、2023年4月1日に就任致しました。
3. 取締役嶋野崇文氏及び西原義一氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。また、監査役栞原盾氏及び柿崎修一氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
4. 監査役柿崎修一氏は、パシフィックコンサルタンツ株式会社において経理を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	員数(名)	報酬等の額(千円)
取 締 役 (うち社外取締役)	7 (2)	25,999 (-)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (2)	6,000 (-)
合 計	10 (4)	31,999 (-)

(3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	重 要 な 兼 職 先	重要な兼職先と当社との関係
社外取締役	嶋野 崇文	パシフィックコンサルタンツ株式会社 社会プロジェクトイノベーション事業部 エグゼクティブプロジェクトマネージャー	当社は兼職先とシステム開発委託等の取引関係があります。
社外取締役	西原 義一	香川県副知事	重要な取引その他の関係はありません。
社外監査役	栞原 盾	大成建設株式会社 都市開発本部施設運営事業部長	当社は兼職先と施設設計建設発注等の取引関係があります。
社外監査役	柿崎 修一	パシフィックコンサルタンツ株式会社 財務経理部経理室 経理室長	当社は兼職先とシステム開発委託等の取引関係があります。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	嶋野 崇文	当事業年度に開催された取締役会すべてに出席し、主に総合コンサルティングについての過去の経験や実績に基づく見地から適宜質問するなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をおこなっております。
社外取締役	西原 義一	当事業年度に開催された取締役会すべてに出席し、主に行政連携についての過去の経験や実績に基づく見地から適宜質問するなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をおこなっております。
社外監査役	栞原 盾	当事業年度に開催された取締役会のすべて、監査役会のすべてに出席し、取締役会においては、主に総合建設業における過去の経験や実績に基づく見地から適宜質問するなど、取締役の職務執行の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をおこなっております。また、監査役会においても、主に総合建設業における過去の経験や実績に基づく見地からの意見を述べ、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	柿崎 修一	当事業年度に開催された取締役会のすべて、また、監査役会のすべてに出席し、取締役会においては、主に経理業務についての過去の経験や実績に基づく見地から適宜質問するなど、取締役の職務執行の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をおこなっております。また、監査役会においても、主に経理業務についての過去の経験や実績に基づく見地からの意見を述べ、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

4. 会計監査人の状況 (2023年3月31日現在)

会計監査人の氏名 EY新日本有限責任監査法人

5. 業務の適正を確保するための体制

当社の業務の適正を確保するための体制の整備等について、取締役会にて決議している「内部統制システム構築の基本方針」の概要は次のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程等に従い、経営に関する重要な事項を決定する。
- ② 取締役会は、内部統制システム構築の基本方針を決定し、取締役が、適切に内部統制システムを構築・運用し、それに従い職務執行しているかを監督する。
- ③ 取締役は、他の取締役と情報の共有を推進することにより、相互に業務執行の監督を行う。
- ④ 取締役は、各監査役が監査役会で定めた監査方針・計画のもと、監査を受ける。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会、取締役会の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報については、法令及び三菱地所グループで共有する情報管理関連規程等に従い、適切に記録し、定められた期間保存する。また、必要に応じ社内規程を制定し、適時見直し等の改善をする。

(3) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する事項を「取締役会規程」に定めるほか、必要に応じ社内規程を制定する。
- ② 当社の取締役は、ITを活用した情報システムを構築して、迅速かつ的確な経営情報把握に努める。

(4) 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、当社の使用人がコンプライアンスの徹底を実践できるように「三菱地所グループ基本使命」、「三菱地所グループ行動憲章」、「三菱地所グループ行動指針」を遵守する。
- ② 当社は、「三菱地所グループコンプライアンス規程」に基づく各社コンプライアンス責任者を選任し、コンプライアンスに関する内部統制機能の強化を継続的に進める体制を推進・維持する。
- ③ コンプライアンスの違反等に関する事態が発生した場合は、代表取締役、取締役会、監査役会等に報告される体制を構築する。
- ④ 当社は、コンプライアンスの違反やその恐れがある場合に、業務上の報告経路の他、社内外（常勤監査役・内部監査担当等）に匿名で相談・申告できる「ヘルプライン」を設置し、事態の迅速な把握と是正に努める。

(5) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、「三菱地所グループリスクマネジメント規程」に基づくリスクマネジメント責任者を選任し、全社的なリスクの把握とその評価及び対応策の策定を行い、各担当取締役及び各部長と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制を構築する。
- ② リスク管理を円滑にするために、社内の規程を整備し、リスクに関する意識の浸透、早期発見、未然防止、緊急事態発生時の対応等を定める。

(6) 当社並びにその親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「三菱地所グループ基本使命」「三菱地所グループ行動憲章」「三菱地所グループ行動指針」を共有し、親会社である三菱地所株式会社の統括のもと、業務の適正を確保する。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指

示の実効性の確保に関する事項

- ① 取締役会は監査役会と必要に応じて協議を行い、当該使用人を任命及び配置することができる。
 - ② 前号に定める使用人が配置された場合、補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けない。
 - ③ 取締役は前号に定める使用人が監査役の指揮命令に従う旨を他の使用人に周知徹底すると共に、当該使用人が監査役職務を補助するために必要な時間を確保する。
- (8) 当社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 監査役は、取締役会以外にも幹部会議等の業務執行の重要な会議へ出席し、当社における重要事項や損害を及ぼすおそれのある事実等について報告を受ける。
 - ② 取締役及び使用人は、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項を監査役に報告する。
 - ③ 取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合、すみやかに、監査役に報告する。
 - ④ 公益通報者保護法を踏まえて、「ヘルプライン」に関する規則を整備・運用すること等により、監査役に報告を行ったことを理由として、報告者が不利な取扱いを受けないことを確保する。
- (9) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制及び監査役職務の執行について生ずる費用に関する事項
- ① 監査役会は、代表取締役社長と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を実施する。
 - ② 監査役は、会計監査人及び内部監査担当とも意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求める。
 - ③ 監査役は、職務の執行上必要と認める費用について、会社に請求することができる。当社は、監査役職務の請求に基づき、監査役職務の執行に必要な費用を支払う。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の主な運用状況は次のとおりであります。

- (1) 取締役会規程に基づき、取締役会を開催し、法令及び定款等に定められた事項や経営に関する重要事項について決定するとともに、定例の社内会議等において報告、審議を行い、迅速な意思決定を行うなど、業務執行の効率性を高めております。
- (2) 監査役会は、監査役会規程に基づき、監査役会を開催し、監査を実施しています。また、常勤監査役は、定例の社内会議等に出席するなど、取締役職務の執行、法令・定款等の遵守、内部統制の整備等を確認しております。

7. 親会社等との間の取引に関する事項

- (1) 当社と当社の親会社等との取引をするにあたり当社の利益を害さないように留意した事項
当社は親会社等である三菱地所株式会社から、外部の金融機関からの借入金の一部に対して債務保証を受けており、三菱地所株式会社に保証料を支払っております。
当該保証料については、市場相場を勘案して合理的に決定しております。
- (2) 当該取引が当社の利害を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由
保証料について、市場相場を勘案して合理的に決定しているため、当社取締役会では当該取引は当社の利益を害するものではないと判断しております。